

京都府立体育館競技場・会議室使用料金表

1 競技場及び会議室の使用料

区分			使用時間		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	全日	
					円	円	円	円	
競技場	第1競技場	全面使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	15,200	20,100	25,400	54,600
					土曜日、日曜日及び休日	18,000	23,900	30,400	65,100
				その他の催物に使用する場合	平日	60,400	79,800	101,400	217,500
				土曜日、日曜日及び休日	72,300	95,500	121,700	260,600	
			入場料を徴収し、又はこれに類する取扱いをする場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	46,300	60,600	77,500	166,000
					土曜日、日曜日及び休日	55,400	73,100	93,000	199,400
	その他の催物に使用する場合	平日		151,000	199,200	253,400	543,300		
		土曜日、日曜日及び休日	173,000	228,500	290,700	623,000			
	営利を目的とする場合				平日	239,600	316,300	402,500	862,600
		土曜日、日曜日及び休日	288,400	380,600	484,400	1,038,100			
	部分使用				平日	5,000	6,400	8,200	17,600
		土曜日、日曜日及び休日	6,000	7,900	10,100	21,600			
第2競技場	全面使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	6,000	7,900	10,100	21,600	
				土曜日、日曜日及び休日	7,200	9,600	12,100	26,100	
			その他の催物に使用する場合	平日	9,200	11,900	15,200	32,600	
			土曜日、日曜日及び休日	10,900	14,400	18,200	39,100		
		入場料を徴収し、又はこれに類する取扱いをする場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	6,000	7,900	10,100	21,600	
				土曜日、日曜日及び休日	7,200	9,600	12,100	26,100	
その他の催物に使用する場合	平日		10,900	14,400	18,200	39,100			
	土曜日、日曜日及び休日	13,100	17,300	21,900	47,200				
営利を目的とする場合				平日	18,000	23,900	30,400	65,100	
	土曜日、日曜日及び休日	22,100	29,200	37,200	79,700				
部分使用				平日	2,900	3,800	4,800	10,300	
	土曜日、日曜日及び休日	3,800	4,800	6,000	14,300				
会議室	第1会議室			平日	2,200	2,900	2,900	7,100	
	第2会議室			平日	3,800	6,000	6,000	14,300	
	第3会議室			平日	1,300	1,900	1,900	4,700	
	第4会議室			平日	3,800	6,000	6,000	14,300	
	第5会議室			平日	1,300	1,900	1,900	4,700	
	第6会議室			平日	1,300	1,500	1,500	4,000	
	第7会議室			平日	2,000	2,300	2,300	6,000	
	第8会議室			平日	1,000	1,100	1,100	3,000	
	第9会議室			平日	1,000	1,100	1,100	3,000	
	第10会議室			平日	2,000	2,300	2,300	6,000	
附属設備				各附属設備ごとに、1使用時間区分につき6万円（全日については、15万円）を超えない範囲内において規則で定める額又は1時間につき2万円を超えない範囲内において規則で定める額					

備考

- この表は、競技場及び会議室を個人使用する場合以外の場合について適用する。
- 特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合は、催物の種別に応じて、この表の定める額のそれぞれの2分の1に相当する金額とする。
- 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する使用料の額は、午前の部については午後の部の使用料の額を、午後の部、夜の部及び全日については夜の部の使用料の額をそれぞれ基準として知事が定める。この場合において、1時間未満は1時間とみなす。
- 競技場の冷暖房施設を使用するときは、実費相当額として知事が定める額を加算する。
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。

2 トレーニング場の使用料

区分	使用時間	午前9時から午後9時まで
トレーニング場（個人の使用に限る。）	1回につき	350円

備考 トレーニング場以外の場所で知事が指定するものを個人使用する場合における使用料の額は、この表に規定する額とする。